

自治基本条例とは何か？

佐倉市でも現在、自治基本条例を制定しようとしています。

自治基本条例という言葉聞いた事がありますか？

これが出来ると何が変わるのでしょうか？ 佐倉市ををどんなふうに変えてみたいとお考えですか。あなたのご意見も是非お聞かせください。市民の声を自治基本条例に反映させ、市民自治の確立に結びつけたいものです。気軽においでください。

講演会

日時 9月11日(土) 午後2時から4時 (開場：午後1時半)
(時間：講演60分＋質疑30分＝90分)

場所 佐倉市立美術館4階ホール(約100席)
(京成佐倉駅から徒歩8分) (下図参照)

講師 金井利之 東京大学大学院教授



＜略歴＞ 1989年3月 東京大学法学部卒業 1992年10月 都立大法学部助教授(都市行政論・行政学)

1994年8月～96年8月 オランダ国立ライデン大学社会科学部客員研究員

2002年4月 東京大学大学院法学政治学研究科助教授(都市行政学)、2006年同教授

主要著書 『行政学の基礎』(岩波書店1998) 『財政調整の一般理論』(東大出版会1999)

『行政学叢書3 自治制度』(東大出版会2007) 『実践自治体行政学』(第一法規2010)

講演内容

自治基本条例が各地で制定されています。その理由、市民にとって望ましい自治基本条例とはどんな条例かなどを話していただきます。質疑の時間も十分にあります。気軽においでください。

資料代：500円(予約不要：気軽にご参加ください)
(問合先：担当)：奈良 扶規子 043-489-8142

[開催場所] (右図参照)

佐倉市立美術館4階ホールTEL043-485-7851
(京成佐倉駅から徒歩8分)

駐車場は有りますが
なるべく公共交通でどうぞ。

(JR佐倉駅北口から徒歩では20分。
バスでは、発車時刻が12時04分、17分、51分、
13時05分、20分、34分、53分。バスは同駅北
口から所要7分程度、京成佐倉駅方面行きに
乗り「二番町」下車 徒歩1分)



主催：佐倉市民オンブズマン連絡会

〒285-0011 千葉県佐倉市山崎315-6 TEL&FAX 043-485-5999